

第14回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成19年2月5日(月)

午後1時30分～午後4時

新宿区役所 大会議室

議 事

- 1 「めざすまちの姿」について

- 2 基本構想・基本計画答申(案)について

- 3 その他

卯月会長 お待たせいたしました。ただいまより第14回新宿区基本構想審議会を開会いたします。

本日の審議会は午後4時までの予定になっております。

議事進行につきまして、どうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

本日の出席委員は26名で、委員の半数以上の方にご出席をいただいております。

新宿区基本構想審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

さて本日は、区民会議、地区協議会を初め、区民の皆さまからいただいた意見を1月31日に開催いたしました起草部会で1件1件整理し、本日修正案をお示しさせていただきました。

本日決定予定の、「めざすまちの姿」をまず初めに審議し、その後、答申案に沿って審議を進めていきたいと思っております。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

今回は、1月31日の起草部会の結果を受けまして資料を作成いたしまして、2日の金曜日に、土曜日に区内の方にはつくということを確認した上で金曜日に発送させていただいたんですが、郵便が届いた方と届かなかった方がございますので、後ほど、まだお手元にはない方は事務局に申し出ていただければと思います。

今回、事前配付の対象の資料といたしましては、資料1「めざすまちの姿(案)」でございます。

それから、資料2といたしまして、冊子になっております「基本構想・基本計画答申(案)」、それから資料3といたしまして、「新基本計画における施策体系修正案」、こちらと、資料4といたしまして「基本構想・都市マスタープラン骨子案に対する意見への対応」というふうに、資料1から4までを事前送付させていただきました。

それから、本日、机上に野尻委員からの意見提出カードを置かせていただいております。

それから、なお、前回の審議会で「地区別まちづくり方針」に対していただきましたご意見への対応を、本日、都市計画審議会からいただいておりますとお渡しすると申しましたけれども、調整が残っているため、次回ということにさせていただければと思います。

それから、審議会の方の回数も残り少なくなってまいりまして、皆さまお手持ちの資料

ということで、ボックスの中に種々の資料を入れさせていただいておりますが、必要な資料についてはお持ち帰りいただければというふうに思っております。

以上でございます。

卯月会長 資料の方、よろしいでしょうか。

それでは、早速であります。今までも随分と時間をかけて議論をしてみました「めざすまちの姿」について、まず審議を行いたいと思います。

前回の審議会で、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」という原案につきまして、幾つかのご意見をいただきました。

審議会で出た意見は7つほどあったと思います。その7つを起草部会の中で議論し、本日、資料1にございますけれども、3つに整理をさせていただきました。

まず案1でございますが、これはかつての原案そのものでございます。「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」、それから、前回の審議会の中でも「新宿力」という言葉がわかりにくいので、なるべく多くの方にご理解をいただいた方がよろしいということで、「新宿力」という言葉を少しかみ砕いてといいますが、やさしい言葉で表現したものが案の2でございます。「新宿区民の力を結集して創造する、やすらぎとにぎわいのまち」。

「新宿力」という言葉の中身の方をいろいろ考えてみると、その中で一番一般的に使われていたり、逆にわかりやすい説明、象徴的な言葉でいうと自治力ではないかと。実は、「地域力」という言葉もございましたけれども、「地域力」、それよりは「自治力」の方が強いというようなことで案3といたしましては、「『自治力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」と。

きょうは、この3つの中から1つを選びたいと思います。

なお、創造するではなしに創る、この創の方を残し、創るというご意見もございましたので、この3つにそれぞれ、創造するのか、あるいは創るということも案としてはございますので、もしこの点についてもご意見がありましたらいただきたいと思っております。

なお、13-1という資料で、野尻委員の方から意見提出カードをいただいております。

これは、「『新宿力』で創造する」というのがよろしいのではないかと、ただ、考え方というところはもう少し簡潔で平易な文章でわかりやすくした方がよいということで、かなり裏面の方に詳細に修正をしていただきました。

これに基づきまして、資料1の下の枠の中、かなり下線が入っておりますが、直しております。

さらに、前回の審議会の中で次世代を担う子どもたちへの将来を見据えて、次世代を担うとか、あるいは子どもたちというような表現があった方がよいというご意見がございましたので、この考え方の文章を下から2行目あたりに、修正並びに加筆をしております。

いかがでございましょうか。私は、きょうとにかく時間的にはもう決めなければいけないということですので、この3つの中から決めたいと思っておりますが、ひょっとして案2とか案3になりますと、下の考え方の文章が変わる可能性があります。

「『新宿力』とは」と書き始めておりますので、これを「自治力とは」と書いて全部に通じるという文章ではございませんので、案2、案3の場合は考え方というのが変わる可能性があるということをお含みの上、このことについて各議論をしたいと思えます。

いかがでございましょうか。

山下委員 その質問みたいな格好ですが、きょういただいた資料の中に、全体としての「めざすまちの姿」として、また、都市マスの方でもう一度同じものが出てきますけれども、やはり、なんか違和感があって、内容的にはほとんど同じなんだろうと思うんですが、例えば、3ページの頭に来るところを、例えば案1の「新宿力」で始めて、こちらをとって、それを受けて、10ページの方の都市マス絡みのところでは地域力とか自治力とか、例えば、案の3みたいなものを入れるとか、そういう考え方というのはあり得るんでしょうか、ないんでしょうか。

卯月会長 都市計画審議会の検討部会でしょうか、検討部会の方々と議論したときには、何か「めざすまちの姿」が2つあるということも変だろうということで、なるべく一本化し、もし、都市マスタープランの方でその「新宿力」にしっかりこないというようなことであれば「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の方が上位の概念なので、それを受けてハードな部門に別なものをつけるということもありうるけれども、両方同じ位置というんでしょうか、同じところに置くのはわかりにくいということだけは議論してまいりましたので、今の段階では統一しようという意見で動いています。

安田委員 前回も私、意見として述べさせていただきましたが、「新宿力」というものになる言葉が私も浮かばないということで、これによろしいんじゃないですかという意見を述べさせていただきました。

ただし、今までの議論の中でも、やはりこの言葉がわかりにくいというのは一番の難点だったわけですが、それをどのように考え方として、下の部分ですが、表現されるかということで、私は今回の考え方に修正を加えられておりますし、基本的には、

この「新宿力」というものがすぐには理解できないかもしれませんが、ある程度、こういった考え方をみんなで理解し、進めていくということによろしいのではないかなという気がしております。

と申しますのは、案2、案3の中で、例えば「新宿区民の力」という表現が必ずしも下の考え方の中で自然や歴史とか文化、芸術とか、経済活動というものが思い浮かぶのだからかなという気がいたします。

それと、自治力というのもそのような観点からしますと、果たしてずっとそういうものが浮かんでくるのかなと。

そうしますと、「新宿力」というのは幅の広い理解をどう進めていくかということが可能でありますけれども、新宿区民の力ということが一つ出てきますと、人という部分にどうも理解されやすい傾向が出てくるんじゃないかなということを懸念しますので、私はこの場で最終的には考え方ということを両面あわせて「『新宿力』で創造する」というところで進められてはいかがかなと思っております。

卯月会長　　ありがとうございました。

ほかにご意見ございましょうか。

野尻委員。

野尻委員　　案2、案3はそのとおりだと思います。その案2、案3に案1が統括する。全てを統括するのは「新宿力」というふうに理解しますので、安田委員と同じ考え方ですけど簡単に言えばそういうことになると思っています。

また新たに「『新宿力』とは何かを自問するところから、私たちはこれからのまちづくりが始まります」何でもかんでも突っ込むという感じになっているんですね、前からそうなんですけれども。

そこにどうしても入れたければ、ここではなくて、初めの黒い　の部分ですが、「新宿力」とは何々、次、「新宿力」は何々で「《自治の力》を象徴的に表したものです。」その後、「新宿力」とは何かを自問するところです、その場所がいいような気がします。

卯月会長　　ありがとうございました。

古沢委員。

古沢委員　　野尻委員と同じで、「新宿力」という言葉以外にどうも私にはいい言葉が見当たりませんでした。

こういう謎めいた言葉を入れていただくというのも、なぞなぞみたいでおもしろいです

という気が最終的にはしております。

そして、考え方のところですね、これは「『新宿力』とは何かを自問する」というのは、やっぱり、これ場所が悪いんじゃないですか。

これは枠外に置くか、黒い の最後のところに置くか。

例えば、黒い の初めの方で、「この二つを包括的に表現したのは『新宿力』です」と。その後、2行飛ばしまして、「新宿力」、そこにちょっとまた、「新宿に住む人々はもとより新宿に働き、学び、集い、憩う、多くの人々による『自分たちのまちを、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい!』という 自治の力 を象徴的に表しています」というふうに直していただいて、その下に、この多様な「『新宿力』とは何かを自問する」ところから、こんなふうになれば、ちょっと文章的にまとまるのかなという気がしています。

卯月会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

だんだん見ているとなれてしまうところもありまして、申しわけありませんが。

確かに、「新宿力」にかわる言葉があるのかもしれませんが、今のところなかなか見つからないというのも正直なところでもありますので、できれば、案1で決定をし、今の野尻委員、それから古沢委員のご指摘、考え方についての文章は、ちょっと私の方に一任させていただいて、お二人のご趣旨に沿って、てにをは、日本語のうまい方と相談しながら変えさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「賛成」「異議なし」と言う者あり)

卯月会長 どうもありがとうございます。

それでは、本編の方の概要に移りたいと思います。

それでは、資料2、答申(案)というものが最新のものでございます。これにページの若い方から沿って少しずつご説明をし、議論をしていきたいと思います。

この修正に至った経緯は、資料4というのがございます。

これは前回お配りいたしまして、対応というところがあまりに、わかりにくいとかというご意見がたくさんございました。

私も全くそのとおりだと思いました。

前は、Aカテゴリー、Bカテゴリー、Cカテゴリーだと、ちょっと変な表現を使ってしまうましたが、そういう表現はふさわしくないということを反省いたしまして、すべての意見を1件1件もう一度起草部会で議論し、できる限りわかりやすい対応というところ

の表現を変えました。

これも1つ1つやっておりますとちょっと時間がかかってしまいますので、これを受けて、大きく直したポイントが資料3に一覧表で載っております。これでもまだわかりにくい点が多々あるかと思しますので、この資料3を受けて最終的に本編答申の本文の中でどのように修正、加筆したかを今から少しずつご説明させていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

それでは、まず3ページは、今ご議論していただいた内容のことについてでございますので省きます。

それから、4ページをあけていただけますでしょうか。

まちづくりの基本目標、6つございます。下から3行目ですか、考え方というところでございますが、今から意見番号という表現をいたしますが、意見番号というのは、皆さんからいただいた意見書の一番左の端についている番号でございます、これを脇で見ながら聞いていただければと思えます。

意見番号45を受けまして、基本目標の、を直し、かつも若干直したということでございます。

以前は、が「公共空間のハード」、を「公共空間のソフト」というふうに表現をしていたわけですが、このソフトとかハードとかいう表現が大変抽象的でわかりにくい、それから、当然ですが、との差は何であるかということが示されていないということで、基本目標は「都市の骨格、機能の観点」から捉えています。

基本目標のは、「都市の魅力、楽しさの観点」から捉えています。

確かに、もも、ハードとソフトと、もし分けるとすればハードなんです、従来から都市整備という形で道路とか河川、骨格を整備してきて、これからも整備する必要があるわけですが、むしろそういう機能的なものにもし視点を当ててとらえたものを、基本目標は、むしろこれから将来の新宿を考えると、骨格は骨格で必要なんですが、この骨格を整備するときに、より魅力度を高めるとか、楽しさを加えるとか、そういった視点がこれから求められるであろうということで、あえてとに視点を变えて捉えてきたと思えますので、このような表現にいたしました。

さらに、「公共空間のソフト」という表現ではなしに、基本目標は若干の魅力、楽しさとかぶるところはあるんですが、「文化、産業という観点」から捉えていますという説明をさせていただきました。

それから、ページめくっていただいて6ページをご覧ください。

今回のこの答申の中に、下線を引いてあるところがすべて修正加筆をした点でございますが、6ページの上の方、基本目標 のところに何ヶ所かございます。

これは、意見番号57を踏まえまして文言の整理をしたということでございます。

「今後の」の「の」、「少ない」という表現、あるいは「ことができる、環境に配慮したまち」という表現を変えているところでございます。

この2点が、基本構想というくくりの中で今回修正をいたしましたので、まず、この2点についてよろしいですか、あるいはご意見がおありになる方、順次、パートパートでやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

一応、ご確認させていただきますが、もし後でお気づきの、後ろにいて、また前の方で気づいたということがあれば意見を言っていただいて構いませんので、では次に移りたいと思います。

次は、基本計画・都市マスタープランの方ですが、体系のところですね、15ページをご覧ください。

資料3にも書いてございますが、今回、ちょっと大きいのは、個別目標の表現を変えた箇所がこの箇所でございます。15ページ、個別目標が3つございました。

それで、新しい表現しか書いておりませんで、もし古い骨子案をお持ちの方がいれば古いものと見比べていただかないとどう変わったかというのはわかりにくいんですけども、実は、1のところ、かつては、「新しい自治の地平を切り拓くまち」という表現になっておりました。さらに、前の骨子案では、3番目の「参画と協働に基づく区政運営をすすめるまち」という表現になっておりました。

これが、起草部会の中で議論をいたしまして、区民の方々からの意見をもとに起草部会で議論いたしましたところ、基本施策の中にも幾つか から 、 から それぞれ載っているのですが、これと個別目標の表現が必ずしもぴたりしていないんじゃないか、しっくりしていないんじゃないかというご指摘がございました。

そこで、「新しい自治の地平を切り拓く」というのはなかなか表現としては格好いい表現だったんですが、むしろ、基本施策の中身を見ますと、もちろん自治基本条例を制定するということが一番にございますが、 と は参画と協働というのは自治と同義でないか

と思いますが、自治の中で最も重要な参画と協働ということを個別目標のトップに挙げて、それで自治を拓くとした方が内容としてもふさわしいし、インパクトがあるのではないかとということで、このように、「参画と協働により自治を切り拓くまち」という形にいたしました。

その結果、個別目標の3番目、かつては「参画と協働に基づく区政運営をすすめるまち」とあるんですが、1で参画と協働ということをきちんと表現していることもありますので、また同じような表現はふさわしくないということで、自治というものをもう一つの表現と側面であります「分権型社会に向けた」という表現をし、かつ区政運営というのは全般的なことなだけけれども、この基本施策に書かれていることをもうちょっと具体的にいえば行財政運営ではないのかということで、「分権型社会に向けた行財政運営をすすめるまち」の方がより具体的で、基本施策にふさわしいのではないかとということで、本来でしたら個別目標をあまり大幅に変更するということは考えていなかったんですが、起草部会の中でかなり時間を取った結果、この方がふさわしいだろうということになりましたので、これについても後で議論を交わしたいと思います。

それから、次のページ、16ページにまいります。

下線の部分がなかなか見にくくて申しわけありませんが、 - 1 - でございます。これは意見番号で申しますと84、85のご指摘を受けまして、高齢者の後に外国人という表現を加えております。

それから、次の個別目標でございますが、 - 2 - 、これは消えた部分が表現がないので、これまたわかりにくいんですが、「地域で安心して子育てができるしくみづくり」と今なっていますが、かつてはここに、「新たなしくみづくり」という「新たな」という表現がございましたが、必ずしも新たなものだけではないだろうということで、「新たな」というのを削除いたしました。

それから、この丸の4つ目ですが、「子育て負担感の軽減」というのがございます。

これが実は、次のの中の例示としてありましたけれども、必ずしも「仕事と家庭生活とのバランス」の中だけに子育て負担感の軽減という考え方があるのではないので、むしろの方に移したということでございます。

それから、の2つ目の、これは前回議論いたしました、意見番号で申しますと87番でございますが、両立よりバランスの方がよろしいだろうということで、「仕事と子育てのバランスが取れる職場環境づくりの推進」という表現にいたしました。

以上が16ページでございます。

次に、17ページでございます。

前のものと見比べないとなかなかわかりにくいんですけども、 - 1 - のところとのところを少し整理をいたしました。

かつては というものの中に、今ここに書いてある と が包含されておりました。失礼しました。「住み慣れた地域で支え合うしくみづくり」というところ、例示として が3つ挙がっていました。

しかし、「住み慣れた地域で支え合うしくみづくり」と、ホームレスの問題、セーフティネットの問題はちょっと違うのではないかと、概念としては違うのではないかとということで、 - 1 - には1つの だけ、「地域社会での相互支援のしくみづくり」だけを残して、入っておりました2つの、「生活を支援する体制の整備・充実(セーフティネット)」及び「ホームレスの自立支援」を別に として新たに立てたということでございます。

内容は変わっていません。あくまでも、 と の2つに分けたということでございます。

それから、 - 2 - の3つ目の ですね、ちょうど、これは消えたところが残っておりますけれども、「ITを生かした新しい社会参加への支援」ということでありますが、必ずしもITだけを生かすわけではないだろうということがございましたので、「ITを生かした新しい社会参加への支援」ということは高齢者への社会参加全体の中で含むということで統合いたしました。

それから、18ページ、大きな と ということは、先ほど公共空間のかつてハードといていたところを機能的なものと、それからもう少し感性に訴える楽しさというようなことで分けたということに基づきまして、幾つか表現の整理をさせていただいております。

上からいきますと、 - 1 - の2つ目の、「資源とゴミ」というこの表現ですが、これは意見番号72によって定義をさせていただいたところです。

それから、 の4つ目、「省エネ・低コスト化の推進」、これは意見70番によって修正したものでございます。

それから、次の の2つ目の、「区民の省エネルギーへの取り組みの促進・支援」、これにつきましては、意見番号72によって修正いたしました。

それから、 でございますが、タイトルのところに本来下線を引いておかなければいけなかったところが引いてないということですので、申しわけありませんがここに下線を引

いていただきたいと思います。

かつての案は、「地域環境に配慮する取組みの推進」というふうになっておりましたが、地域環境というのは非常に総合的な概念でありまして、実際にここで例示で挙がっているのは、路上喫煙の問題ですとか、ポイ捨ての問題、まちの美化ということですので、むしろ生活環境という表現の方がわかりやすいのではないかとということで、「良好な生活環境づくりの推進」という表現になりました。

それから、の4つ目ですが、「まち美化の推進」というところですが、かつての案は、「まちの美化に向けた指導の強化」というふうになっておりました。

まちの美化というのは、もちろん指導の強化も大変重要なんですが、もう少し地域とともに、一緒に進めることではないかというご指摘もございまして、推進という表現に変えたということでございます。

それから、「総合的な環境施策の推進」、これはかつては、「環境学習の推進」という表現がございました。しかし、例示を見ますと、もちろん環境学習が2つほどございますが、環境学習だけではなく「環境保全型まちづくりの推進」ということも、これはかつてはに入っていたものを下に持ってきたことから生じるんですが、それに基づいて「総合的な環境施策の推進」というふうに表現を変えた方がこの3つの据わりがいいのではないかとということになりまして、ちょっと組みかえでございます。新しいものが追加したということではなく、ちょっと組みかえて表現をわかりやすくしたということでございます。

それから、次の段落、- 2、「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」、これは、これまで大きな丸、とと2つございましたが、実は都市マスの方の議論から、都市マスのまちづくり方針に「みどり・公園の整備方針」というのがございます。

この整備方針が実は大きく3つに分かれておりました。1は骨格をどうつくるか、それから2つ目が保全をし、かつ拡充をしていくという話。それから、3つ目が少しソフトな親しみ、触れ合うというような、3つで都市マスの方が整理をされているということでしたので、あえてこれまで2つであったものをより整合性を図るために3つに整理をし直したということでございます。

例えば、「目に見えるみどりの整備」がのの1つ目で、2つ目に「貴重な自然の保全と再生」がございまして、これは以前はに含まれておりまして、例えば「アユが喜ぶ川づくり」、あるいは「貴重な自然の保全」というようなものがございました。それをの方に移すと同時に言葉を整理したということでございます。

この辺は、この先にも幾つかありますが、都市マスとの関係性をよりわかりやすくするという視点から変更になったということでございます。

それから、かつては の3つ目の といたしまして、「施設の緑化推進」というのが入っておりましたが、これは新たな の中に、「目に見えるみどりの整備」ということを加えましたので、ちょっとそれとダブルということで の方の例示からは削除し、 の方に概念が含まれるという形で整理をしております。

さて、その次の3、「人々の活動を支える都市空間を形成するまち」ということで、これは実は、以前の案ですと基本施策 から と4つございました。その基本施策が4つございましたものを、かつての と を新たな として立て、かつての と を新たな として立てたということでございます。

この辺はちょっと表現がダブっていたり、わかりにくいというようなことがございましたので、ちょっと大きくなってしまいましたが、表現だけ申し上げますと、かつての は「人にやさしい乗り物への質の改善」ということだったんですが、かつての は「だれもが自由に行動できる都市空間づくり」という表現でした。

この2つはかなり概念としてはダブっておりまして、「だれもが自由に行動できる都市空間づくり」の中にやさしい乗り物も入ると考えた方が多分この後、実施計画をつくったりするときにわかりやすいだろうということで整理をいたしました。

一部統合を加えながら「自転車利用を支える都市環境づくり」、あるいは「人にやさしい都市空間づくり」というような表現を使ってこれまでの と の中にあった を整理いたしました。

それから、かつての と は、「人と環境に配慮した道路整備」と、それから「都市基盤を支える道路・公園等の整備」の2つに分かれておりました。

しかし、これも都市マスの方の考え方に基づいておりますが、都市基盤を支える道路・公園が人と環境に配慮しなくていいかということではないわけでありますので、「人と環境に配慮した道路等の整備」という大きな概念の中に車中心から人間中心、さらに都市基盤、これは基幹的な公園、都市計画道路等含めて「都市基盤を支える道路・公園・橋りょう等の整備」というふうにいたしました。

これも繰り返しですが、都市マス、都市計画審議会の部会の議論の中から出てきた整理であります。

18ページの下の方でございますが、「まちの記憶を活かした美しい新宿を創造する

まち」ということであります。

ここも少し整理をいたしました。

まず、一番上、 - 1 - 「地域特性に応じた景観の創出・誘導」というところです。かつては、ここに大きく と がございました。の方は「賑わいと潤いのある都市景観の創出」という表現で、「賑わいのある都市景観の創造」、それから「潤いのある自然景観の創出」という、ちょっと並列的に並べていたんですが、それも と かなり重なるのではないかということで、創出と誘導という、みずから公共がつくっていくことと、それから民間にやっていただく創造的なものについては誘導という形で少し整理をし、景観というものを少しシャープに凝縮したわけでございます。

それから、 - 2 - 「魅力ある身近な公園づくりの推進」で、かつての案は、「身近な公園のリニューアル」というタイトルでございましたが、いうまでもなく、リニューアルは多いんですが、かといって新設や軽微な維持管理というようなものも含めて地域の個性を踏まえていくとか、あるいは公園サポーターを拡充しようということはもっと総合的に進める必要があるということで、リニューアルということではなく、「魅力ある身近な公園づくりの推進」という形にいたしました。

それから、今の の1つ目の のところに、今、「地域個性を踏まえた、魅力あふれる地域の公園づくり」という表現がございますが、実は、かつての案はこの途中に、「区民との協働による」という文章が入っておりました。

もちろん、これもいうまでもなくこれからそういうふうにしていく必要があると思うんですが、ただ、すべてが協働のあり方にもよるんですが、ではなく公園管理者がみずからやるという、魅力ある地域公園をつくるという側面もあるので、むしろ公園サポーターという方に区民との協働ということをより意味を込めようということで、ちょっと長いという意味もあってですが、「区民との協働による」というのを削除しました。

あくまでも協働が必要ないという意味ではなく、今申し上げたような意味で、ここからは削除いたしました。

それから、一番下になりますが、 - 3 - 、これまではここは2つに分かれておりました。といたしまして、「参画協働のまちづくり手法の開発」ということでございましたが、当然、これも必要なことなんでありますが、むしろ の3つ目にルールづくりという表現がございましたので、このルールづくりということと、この手法の開発というのがちょっとダブっているのではないかということで、 に書かれていた内容はすべて の3つ

目の でしょうか、さらに、2つ目の「地域の特性を活かしたまちづくり」とこの2つに吸収ができるのではないかということで、このようにさせていただきました。

さて、最後19ページでございます。

ここも、これまであんまり細かい議論を審議会の中ではしなかったんですが、基本施策の幾つか丸数字が挙がっている、それから具体的な例示で が挙がっておりますが、これが結構、ダブっていたりとか、関係がちょっとわかりにくいのではないかと感じておりました。

そこで、今回は個別目標の3つの表現は変えませんが、むしろ個別目標の一番目にはまず文化という言葉がキーワードになって、文化の内容をすべてここに入れました。

それから、2番目は変更しておりませんが、産業というのが一つのキーワードとなっております。

それから、3つ目の個別目標はむしろ文化と観光と産業のいい関係と申しますか、連携づくりという視点で整理をした方がわかりやすいのではないかとということになりました。

そこで、基本施策の上からまいりますと、 - 1 - 「区民による新しい文化の創造」ということです。

ここ、かつては「新しい文化・観光の創造・発信」とありましたが、観光については3つ目にもっていきこうということになりましたので、まずタイトルは文化を強調しました。

ここに、実は が5つほど挙がっていましたが、文化の部分だけ残し、それ以外の文化と観光の関係を - 3 - に新たに立てまして、そこに移したということであります。

上から5つが移ってきて、それから、「若者の活気を生かしたイベントの充実」という最後の が、ここの、ちょっとわかりにくいですが、実は個別目標の にあったんですね。それを1つ削除して、この「新しい文化・観光の創造・発信」の方に入れました。

削除したというか整理をしたのは、「若者による新しい文化の創造」ということ、若者の話なんです、これを - 3 - の最後の のところに入れて、上から来た5つを並べて6つで提示したということになります。

それから、また上に戻りまして、 - 1 - 「文化・芸術創造の基盤の充実」というところで、さらに、かつては3つほど例示がございました。そのうち、「ホンモノの文化・芸術と触れ合う機会の拡充」というのが1つ残って、かつ「専門家や愛好家、地域団体等とのネットワークづくり」というのが1つ追加になりました。

かつて入っていた「新宿文化・観光ビューローの創設」については下の方に、下という

のは個別目標の3の観光の方に移ったということです。

わかりづらくて申しわけありませんが、とにかく基本施策と具体的な例示の位置を変えたということでありまして、新たなことはあまり修正をしておりません。

また、かつては、「若者による新しい文化の創造」というものの中に2つございまして、「若者のアイデアを形にする場の提供と支援のしくみづくり」について、これは上の
- 1 - の2番目の に入りました。例示がなくなってしまったわけではありません。失礼いたしました。

説明している方もなかなかわかりにくいので、聞いている方はきっとわかりにくいだろうなと思いながらやっているんですが、ちょっとやらなきゃいけないことでもありますので、申しわけありません。

まずここまでにしましょうか、とりあえず。そうしないと忘れてしまいそうなので。

それでは、今、ご説明申し上げた体系のところについてご質問、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。

小宮(徳)委員 18ページの - 1 - の例示のところですけども、前回の審議会です。第4分科会の意見として出させていただいた内容で、資源ゴミという言葉はないので、資源とゴミの分別収集の拡充、ということに変更できませんかという願いをしていますが、大きく考えれば一緒の意味に捉えることもできるんですけど、我々の真意としては資源の分別収集の拡充という意味が一番大きいんです。資源とゴミを分けるということはもう当たり前になっているんです。

この資源の分別収集、もっとたくさん資源としてつくって、もっと資源化していこうということなので、もしよろしければ言葉として資源とゴミではなくて、資源の分別収集の拡充、とお願いできればありがたいんですが。

卯月会長 それについては起草部会でも意見が出て、文章ではそういうふうにかかれたんだけど、真意はそうではないということがございましたので、今日、議論するということだったので、もし、今のご意見、よろしければ修正をして、「資源」として、「とゴミ」を取るということでもいいんですよ、「資源の分別収集の拡充」というふうに変えてもよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

卯月会長 では、修正をさせていただきます。

ほかにございましょうか。

沢田委員　最初に、 - 3、個別目標で表現の変わったところがありますが、最初は「参画と協働に基づく区政運営をすすめるまち」となっていたのが、今回は「分権型社会に向けた行財政運営をすすめるまち」と変わりました。

確かにそういう表現が語かれているのはわかるんですけども、分権型社会というのはどういうふうに皆さんがとらえるかなと思ったんですけども。

よく、国と地方との関係で地方分権とよく言われたんですけども、何かイメージ的に学者の先生方は多分そうおっしゃっているのかもしれないんですけども、一般的に考えてみると、もともと国であった権限を地方に分け与えるんじゃないですけども、権限を分けてあげるんだというような、そんなふうにもとらえられるんですけども、もともと地方自治という自治権というのはあって、地方分権というよりも自治権の拡充なんだという、そういう考え方も一つはあると思うんですね。

ですから、この分権型社会といっているのは、恐らく国から地方ということもありますけれども、自治体の中でも区から区民の方にもっと区民の創意工夫が活かされるようにという意味かとは思いますが、であれば、分権型社会というかたい言い方というよりも、住民が主人公とか区民が主人公とかという、そういう表現というのはまずいんでしょうか。三田委員に教えてもらいたいと思うんですが。

三田委員　今のご指摘はごもっともでございます、私はどちらかというと、例えば、市民自治の向上に向けた、という方を推すといいですか、つまり、市民自治の向上に向けた行財政運営をすすめるまち、というのはまああれですが、起草部会長にご説明をいただきたいと思います。

成富会長代理　議論の最初から、これをどう表現したらいいかというところで、第章のところはかなり時間を相当費やして、ほかにちょっとしわ寄せがいったかなという感じはしているんですけど、起草部会での議論は、一つは自治の地平を切り拓く、というような、これは一字ですけど、これが非常に説明ではインパクトのある表現というようなことが説明があったんですが、非常にあいまいであるというか、何を言っているかわからないというような意見も出まして、参画と協働がメイン、これからの自治のメインであることは確かだけれども、自治ということをきちんと1のところ、自治という言葉をきちんと、頭ですということもありますので、自治の、今までどおりではないあり方を目指すというような趣旨を表現したいということも含めて、参画と協働、この言葉はぜひ冒頭にもっていきたいという意見も強かったので、両方盛り込んだ表現になりました。

3番目に関しては、これは起草部会での議論をちょっと報告しているわけなんですけれども、区政運営というのは取り方によっては非常に広く、自治の中身そのものとも受け取れるし、また、この答申案では区政運営の方からの基本姿勢、方針というのが冒頭に出ておりますが、やはりそのメインは行政を中心とする、議会などもかかわってくるかと思うんですけれども、区といえればまず行政が責任を持って進めるといふ、その姿勢を示しているということで区政運営の基本姿勢ということが冒頭に文章で載っております。

ここでは、だから区政運営ということをさらに具体化して、内容を見ると行財政運営というふうにはっきり表現した方がいいだろうということでそうになりました。

分権型社会とつけるかどうかは、あまり起草部会ではそこまで十分議論ができませんで、つまり分権型社会はどのようなものであるとか、これは、この起草部会、1回から10何回までありますけど、そのかなりの部分、そこら辺の分権、区の中での分権、もちろん社会全体としての分権を踏まえた上でやはり一番議論になるのは、区の中での分権、地区協議会の問題とか、そういったことがいろいろ議論があったんですけれども、その分権型とはどういうものかという議論はすべて行われたとはちょっと言えないんですけれども。

ですから、分権型は何かと改めて問われると、ちょっとここでは、起草部会での議論の中身がどういうものであったかということを中心として僕自身としても報告できません。

このところが、要するにこれからの参画と協働、それから、区民が主体のというようなことを先ほどおっしゃられたんですけれども、冒頭の基本目標に掲げているわけなんです。「区民が自治の主体として、考え、行動していけるまち」、そこでまず言っているんで、ここでは行財政運営のあり方、3番目は、その頭につけるべき表現をどうするかというところでこういう表現になったわけなんですけれども。

ちょっと説明になっておりません。というのは、議論していないから、分権型社会という言葉は今まで使われてこなかったんで、その場でそれほど分権型社会を否定するという事はないと思う、否定すべき意見は多分ないだろうということもありましたので、ここでは、メインは行財政運営ですので、行財政運営をきちんとやっていくということがはっきり出ればよいと思う。

久保委員　　僕も沢田委員と同じ意見ですが、分権という言葉だけで言いますと、三権の分権、つまり立法、行政、司法の分権という意味と、それから中央集権に対する地方分権という意味、2種類あるんです。

ただ、分権型と言った場合には、どちらの分権を強調しているかが区民にわからないの

で、やっぱり、はっきり整理すべきだというふうに思います。

あともう1点なんですが、これは、18ページの - 2 - の冒頭に来る「目に見えるみどりの整備」という、この言葉、揚げ足を取っているつもりはないんですけど、目に見えないみどりって何か教えてもらいたいなという言い方で、目に見えるみどりということは、さて何を言わんとしたのか、区民に僕は説明するときには説明できない。

揚げ足ではないんですけど、以上です。

卯月会長 きょうは決定していかなければいけないので、ちょっと今、2つございましたので、前の方の話をいたしましょうか。

分権型社会というのは確かにあまり議論しないで、ちょっとそのときにある委員が言われて、参画と協働にかわる何か、何とかに向けたというのは何かなと言ったときにぽっと出てきた言葉なので、確かに議論をあまりしておりません。

もし、そういういろいろな、誤解ではありませんが、わかりにくい言葉であればどういった表現がよろしいでしょうか。

久保委員 地方分権の方が簡単でいい。

国の権限を地方に移そうという意味で言っているはずなんですよ。

卯月会長 地方分権に向けたという表現ですか。

久保委員 地方分権型。

成富会長代理 地方をつければよろしいですか。

久保委員 そういう意味です。

沢田委員 ここでたぶん言いたいのは、もちろん中央から地方へもっと権限を、地方重視というのもそうなんですけれども、その同じ新宿区の中でも、行政ばかりでなく、もっと住民の意見を取り入れるという意味もあるんですね。だから、住民自治の向上と言うんでしょうか、こういった表現。

別にこれは個別目標と同じ表現がなければ別にいいですか、基本目標の方と絶対言葉が重なっちゃいけないわけじゃないと思うので、住民自治の向上とか、そういう表現が。

卯月会長 住民自治の向上に向けた、ですか。

沢田委員 ええ。

久保委員 言いだした沢田さんに賛成です。

成富会長代理 別に言葉が繰り返されたら絶対だめということではなくて、一応そういう趣旨で分権型という言葉に、特にその場では違和感がなかったというだけの話で、住

民とか区民ということになると、また住民自治、区民自治、またそこで議論が出てくるとまたあれなんですけれど、自治、難しいですね。地方自治というのも何か。

協働と参画という言葉がここで、前はこっちの方に持ってきたんですけど、それをまた繰り返すという案もないことはないわけですね。

何でも協働と参画といえはすんでいくというのも、ちょっと言葉として非常に単純化してしまいますので、そこら辺ちょっと悩んできたところです。

安田委員 以前にもちょっと述べさせてもらった部分で、これはよくそういう自治の話になると、協働、参画というものが言葉としてよく定着していると思うんですね。

また、協働、参画という部分がじゃあ一体どういうものなのかという部分においては、いろいろ考え方もあるし、でも、そうはいうものの大分定着しておるんですけども、私は自治に関しては素人なんですけれども、やはり、協働、参画だけでない部分が、我々住んでいる住民の意識の部分ですけども、そういう言葉で表現して協働ということを経々私は勝手に使っているんです。

協働、自分自身だけで治める地域と治められないということを前提にして、協働してまちを治めていくという意識というのが協働、参画プラス自治のもう少し進んだ協働という部分があっというんじゃないかなという気がいつもしておるんですね。

それはそこにどう表現するのかわかりませんが、少なくとも、協働、参画これからもっと進んだら、協働という言葉が適切かどうかかわかりませんが、協働という意識というものがもっと進んでよければいいんじゃないかなという気がしているんですけど、ちょっと説明にはなりません。

卯月会長 寄本委員、手を挙げられましたか。

寄本委員 分権について異論があると言われましたけれども、実際上は何のための分権かといったようなことを、常に念頭においておく必要があると思うんですね。

例えば、清掃事業、平成12年に東京都から区に移管されましたけれども、これは分権ところに大変近づいたわけです。しかし、その結果、泣いた人がいるわけですね。

例えば、民間の業者は前に東京都からもらえば、23区どこでも仕事ができたわけでしょう。それが、今、各区からもらわなければいけません。新宿区と渋谷区と、それから江戸川区で行うということになると、新宿区からももらい、江戸川区からももらい、渋谷区からももらわなければいけない。それをもらうためにどんなに膨大な資料を用意しなければいけないかと思えますね。

そうすると、それは新宿でもらえれば渋谷も仕事ができるといったようなことを考えていかなければならない。

そうでないと、特定のところにしわ寄せをもたらすということになりかねないですね。ですから、分権というのは全部条件ではないと思います。一部条件であって、分権をしたから世の中よくなるということではないと思うんですね。

それは、だれのための分権であるということを考えることが必要ですから、そういう表現が多少あった方がよろしいのではないかと考えております。

市民本位の分権とか自治に裏付けられた分権とかいったような表現で思っただければと思います。

三田委員　　まず、安田委員、協治ですね、これは要するにガバナンスという言葉がございまして、これの日本語訳、ある学者、専門家たちが立ち上げて発表したと。

つまり、地域の主体がみんなて自治を担っていくんだと。行政もワン・オブ・ゼムですよということですよ。

ですから、非常に広い概念でして、恐らくこれは冒頭のローマ数字の 1 に該当するような、ごもっともなんですけれど、そういう意味ですよ。

それから、この3のところの、今、寄本委員がおっしゃったことも踏まえて、ここは要するに、1と2と3を縦にちゃんと見ていきますと、1のところは、先ほど卯月会長からもご指摘ありましたように、基本施策をまずにらみながら個別目標1, 2, 3を見て交通整理してまいりますと、1のところは恐らく基本施策は協働と参画について論じているんだろうなと。

2番目は、恐らくこれはコミュニティの問題だと。

3は行財政運営の改革するということですね、通底しているのが、その基本施策をご覧になるとおわかりのように。その中には政府間関係、つまり中央政府と広域自治体である都と、基礎自治体である新宿区との相互関係も含めまして、あるいは基礎自治体である新宿区という地方政府の中身の改革も含めまして、すべからく行財政運営がベースになっている、こう考えられるわけですね。

その行財政運営を何たる位置にするのと言いますと、これはローマ数字の 1 に戻るわけであって、先ほどの協治の問題、あるいはここに書いてある「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」ということをベースにして行財政をどうやって変えるのと、こういう話なんですね。

ですから、その言葉をどうするのかということは、後は、そう言っちゃ何ですが字面の問題であって、例えば市民自治の向上に向けてとか、区民主体の自治に向けてとか何とか言いようがありますよね。それはいろいろ用語があると思うんですが、趣旨はそういうことであるというふうに考えます。

成富会長代理　ありがとうございます。

ちょっと、会長を休ませる意味でちょっと聞きたいんですけども、いろいろ議論があった分権型社会、これはやはり分権型社会というか、分権そのものをどう進めていくのかというような、かなり議論をしてきたし、今後の自治のあり方をめぐって議論しなければいけないことがまだあります。

協治とかガバナンスとかいろいろな新しい表現で、新しい自治のあり方を表現するということもあり得ると思うんですけども、きょう大体決めなきゃいけないということなのでいろいろ出てきたご意見を踏まえて、ちょっと提案なんですけど、基本目標の表現がダブっちゃいけないということは全然ないので、ここでのメインは今、三田委員も改めてご確認いただいたとおり、行財政運営がどうあるべきかというか、それを示せばいいわけで、メインは行財政運営です。

ですから、ここで分権型社会についてどうしても言わなきゃいけないということではないわけなんです。

そういったことも全部踏まえると、基本目標の表現をもう一回使いまして、区民が自治の主役となる行財政運営を進めるまちとかそういうふうに、あるいは区民が主役の自治をめざした行財政運営を進めるまちづくりとか、繰り返し言うべきなんですけど、その方がよろしいんじゃないか。

ここで改めて自治のあり方、中身そのものをここで表現しようというのはちょっと無理があるということなので、そんな形にしたいと思うんですが。

高野委員　たまたま第6分科会で出されたことなんですけど、私は皆さんの趣旨、十分よく理解しています。

その中で、第6分科会の方が区民自治の確立に向けたという言葉に改めて、実は出したんですけど、やっぱり、後の例示を見ると、起草部会の方がもうちょっとかたくということだったのかもしれないので、でき得れば、そういう形の方がわかりやすいかなということちょっと提案をさせていただきたいと思って手を挙げました。

山下委員　第3分科会の中で、分権という意味合いは、かなり地域主義みたいなどこ

ろがあったと思うんですね。新宿区の全体のイメージというのは、新宿区という大きな枠があって、ただその中の構成員として区民がいて、それぞれ地域で動いているというイメージがなくて、もっと地区協議会を中心とした、言ってみれば新宿区は10ブロックからなっていて、10ブロックが力をそれぞれで自分たちで頑張ると。ともにお互い連携しあって、地区同士も頑張るけれども、さらにそれを総合して調整するための委託された行政としての新宿区としての役割もある。

そういう意味合いがかなり強くて、この中の都市内分権とか地域内分権とかそんな言い方で使っていたので、そういうイメージがいいかどうかという話は一方でありますけれども、全体として地区協議会というのがかなり位置づけがしっかりしてきたという、現在としてはですね。その辺の意味合いというのがどこかに盛り込まれたような表現がやっぱり欲しいなど。

確かに都市内分権だとかって一体何だとか、そういう議論もあるかもしれないんですけども、先ほどの「新宿力」と同じような意味合いで、新宿区がどういうふうなイメージで構成されていて、どういう力学で動いていくのか。地域に対して権限がどう移譲されて、地域の方にお金を落とすという話も、任せるといった話もあったと思うんですけども、一方では組織的にいろんなもので移譲する話も出ていると思うんですけども、それというのは、分権というのはかなり重要な言葉じゃないかなと思うので、あまりそのあたり議論はされてないんだけど、無視はできないんじゃないかなと。

鎌田委員　私も皆さん今まで言われてきたような言葉に尽きると思うんですよ。

ただ、確かにイメージ的に、この場はいいんですけど一般区民がこれを見た場合に、やはり分権型社会というふうに、全部、多少なりとも異論なり違和感を持ったりするくらいが多分にあるんじゃないかなと感じるんですよ。

確かに、この言葉自身、私も別にいけないということではないんですけども、今、委員がおっしゃったように、何かもう少しやわらかい、皆さんの言われたような意見の形で表現を一つお考えをお願いしたいと。

この　にあるわけですね。同じ言葉を使っちゃいけないということからでもないですけど、「地方分権の推進による行財政能力の拡充」とここに、基本施策にあるわけですから、その他、ここに4つあるわけですから、その辺をやっぱり包含した意味で「行財政運営をすすめるまち」ということに対するこの上についている言葉をもう少しニュアンス的にやわらかいというか、わかりやすいというか、本文に書いていただければ私はそれでいいん

じゃないかなと、こう思います。

成富会長代理　　それでよろしいですか。

野尻委員　　先ほど、第6分科会の方からのご意見で、私もこう考えておりまして、まちづくり基本目標を、そこに区民というのが出てきていますから、ここでは住民自治ではなくて区民自治の確立に向けたという方がいいかと思うんですね。

そういったしますと、個別目標3の　の住民自治の意識啓発、その住民自治を区民自治と置きかえると統一できるんじゃないかと思います。

成富会長代理　　ありがとうございます。いろいろなご意見ありがとうございます。

最初、区民自治というような言葉も先ほどちょっと出たと思うんですけど、これは区民自治という概念は新宿区では使うということはあると思うんですけども、自治の概念で区民自治という言い方があるのかどうかということもあるかと思うんですね。住民自治ということはありませんけど、団体自治、住民自治とかと一般語として使う場合ですね。

あともう一つ確立するというようなことが、既に自治はあるわけで、確立という言い方もあるんですけど、もうちょっと、がちっとでき上がるというイメージではなくてプロセスというか、公共性につくプロセスということを表現したいと、いろいろな思いが込められているんな議論があったと思います。

今、いろいろとご意見があるし、分権型社会を残したいという、ただ、そこにいろんな説明というか、今、山下さんのいろんな思いというか新しいあり方のご提案も含めて言葉を使っていくことになりますので、またちょっと用語説明を求められるという可能性もあります。

先ほどの話に戻るんですけども、そういうことを踏まえて、基本目標で「区民が自治の主役として」という言葉が使われているので、ここでは行財政運営をそういう理念に沿ってやっていただきたいということを明示するという意味で、区民が自治の主役となる、そのつなぎの言葉がうまくいかないんですけど、地方自治の確立、これをもう一回使えばいいかなと思って、自治の主役ということであればいろんな要素が、あくまで主役ですから、わき役もプロデューサーもいろいろいるわけです。

寄本委員、ちょっと結論的なものを。

寄本委員　　分権型のことをうたうということは大変結構だと思うんですね。

きょう、朝、国の審議会で驚くような発言がありました。例えば、自治体はそれぞれ分別、収集していて、分別内容が違つと、ここはプラスチックを出したり、缶を出したり、

びんを出したりとばらばらだと。ですから、それを全国的に統一すればいいじゃないかと。

例えば、6品目も7品目もあるが、それは分別の曜日のうち、月曜なら月曜、水曜なら水曜と分別日を同じようにすればもっと効率が上がるんじゃないか、そういう意見が出てくるんですね。驚きましたよ、本当に。

そういうふうに、効率だからと画一的に考えてしまいますと、この清掃事業というものが自治の一環として発達してきたそれまでの歴史を無視するものですし、それから、こういった分別とかいったようなものがまちづくりの一環として新宿区の、新宿区なりのいいものをつくっていくんだといったようなことがあって初めて生きるものでありまして、それを全国同じにすればいいじゃないかといったような意見が、かなり高名な先生から出てくるんですね。

そうなりますと、やはり分権というものをことさら考えた方がよろしいんじゃないかと思えます。

成富会長代理　いろいろなご意見が出てきて、どこかで結論的なことを言わなければいけないので、この辺でちょっと会長に司会を戻したいと思えます。よろしく願いいたします。

卯月会長　専門ではないので、よくわからないんですが、区民自治の確立に向けたというのはそんなに違和感には僕にはないんですが、専門の先生によれば、区民自治というのはそうまだ明確なことではないと言われると僕はよくわからないところがあるんですが。

区民自治の確立に向けたというご提案がお二人、いいんじゃないかということを知ると、僕はそんなに悪くないなと思っているんです、正直言って。

でも、議会の先生なんかはこういう表現でいいのかといったことはよくわからないんですけど。助け船を出してください。

久保委員　新宿区だから区民でいいんじゃないですか。

三鷹市なら市民だし、町なら町民なんですよ。そういう意味で区民というのは一般化してないと言うのですけど、新宿区の基本構想だから区民でいいと思えます。

卯月会長　住民自治というのは新宿区では区民自治というと言って、より明確にするということであれば、先ほどから言っているように行財政運営の方がメインになるので、どこに向かうかというのはちょっと形容詞として考えて、分権型社会よりは、より区民の方に向いているという印象があるので、ここでは第6分科会のご提案、区民自治の確立に向けた行財政運営を推進、ご異論ございますか。よろしいですか。

それでは、先ほどの久保委員の目に見えるみどりのお話を。

目に見えるというのをあえて加えた理由は、やっぱり景観の話とかやっていると、我々専門の方でも緑被率という言葉に対抗して緑視率という言葉があるんですよ。

要は、航空写真で上から見たときに、みどりがどれだけ覆っているじゃないかということとはデータとしてあるんですが、まちを歩いていたときに目に飛び込んでくるみどりが多或少ないかというのは緑視率というんですよ。やっぱり緑被率も上げなきゃいけないけど緑視率も高める。

うちの裏の方にみどりを植えてもらうのはエコロジカルにはいいんだけど、道路とおうちの間で緑化していただくことによって緑視率が高まってこのまちきれいだなっていうのもあるので、やっぱり目に見えるみどりをこれからちょっと強調していきましょうということが、あえて要るんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

久保委員　わかりました。

卯月会長　ありがとうございました。

そのほかございませんでしょうか。

よろしいですか、もしあれだったら、また後で思い出したら戻っていただいて結構です。

それでは、21ページ以降にいきたいと思います。

21ページ以降、21ページはまず先ほどの体系で、個別目標と変わりましたので、そこに若干、「参画と協働により自治を切り拓くまち」という格好になります。

それから、今回は22ページの(4)「各主体の主な役割」という項目が加わっております。

個別目標が21ございますので、これ以降、すべての個別目標に各主体として、区民、地区協議会・町会・自治会、NPOなど、事業者、区(行政)、この4者がどのような役割を果たしていくかということを書いています。

もちろん、内容によっては大学が入ったり、警察とか、消防だとか、いろいろなこの4つの主体だけではない主体も入ってくところがあるので、加わっておりますが、ただ、なぜこういうことが加わったかと申しますと、新宿区民会議の提案の中の全体の流れとして、この基本構想、基本計画、都市マスは当たり前なんですが、行政だけが行うものではなく、いろいろな主体の人たち、これを区民というふうに出して、大きなくりではこういうふうになるんですが、いろんな団体、いろんな企業の方々に参画していただくということが重要だというふうにご指摘がございましたので、あえて各個別目標のところにも挙

がっている内容をちょっと事業者別に整理をしてみたということが述べられております。これが22ページ以降ずっと何ヶ所かに渡って出てきております。

これも、あんまり正直言って起草部会の中できちっとした議論は実はしていないので、きょう初めて、あるいは数日前に郵便でこれを初めてご覧になった皆さんには、あれってというようなところがあるかもしれませんが、以前からここについては後日書かせていただきますという弁がございましたので、ちょっとここも見ていただきながらページをめくっていききたいと思います。

22ページは今申し上げたことです。

それから、23ページ目の上の(6)のところですが、「関連する主な個別計画」という項目がございます。

これは、基本計画を実際策定する段階で、その時点で、この個別目標を実施するときに関連するいろいろなほかの計画がありますよということをあくまでも参考に記載しようということになっております。

現在のところ、平成18年度で終わってしまう個別計画とか、平成19年度で終了する計画が何か今、新宿区では多いということなので、平成20年からスタートするこの基本構想、基本計画に入れてしまいますと、また修正を加えなければいけないということで、これは申しわけありませんが、事務的といいますか、実際に動いているほかの計画を後で記述させていただくということで、ちょっと答申には盛り込まないということになっております。

何ページかめくっていきます。

24ページの下の方に次の個別目標の主体と役割がございます。

それから、27ページ目にも3つ目の個別目標がございます。

26ページの個別目標は先ほど言ったように変えることになりましたので、よろしくお願ひします。

さらに何ページかめくっていきますけれども、すべて言いませんが、29ページあたりにも主体と役割というのがあります。

32にも、34にもあります。

37、それから39。40をあけていただけますか。

下から3行目です。意見番号94によって修正したポイントがございます。

障害のある人だけではなく、その家族についての記述が落ちている、というご指摘がご

ざいました。

したがって、「その家族」という言葉を追加したのと、さらに同じ行ですが、「安心して」という言葉を加えております。

それから、43ページ、真ん中あたりでございます。意見番号106番によって修正しております。障害者の就労、社会参加については既に記述があるが、障害者が生きがいを持ち豊かに暮らしていけるということを理想とする考え方から、下線のように「自己実現、スポーツ・趣味活動が行いやすくなるよう」という形で追加させていただいております。

それから、また何ページかめくって、各主体の役割がたくさん出てきまして、特に47ページには、先ほど申し上げた電気、ガス、消防というような防災の話、災害の問題がございますので、別な主体も若干加わっております。

それから、48ページ、ちょうど真ん中当たりの下の方、大きく2ヶ所下線の部分がございます。

これは覚えていらっしゃるかと思いますが、意見番号113番から118番に渡って、大変詳細に、消費者問題についての記述に関するご提案をいただきました。

消費者問題については、確かに記述が今まで弱かったということでありましたので、課題のところと、それから施策の基本的考え方についてこの下線のように追加させていただくことにいたしました。

次の49ページ目のちょっと小さくて見にくいところですが、 - 4 - の2つ目ですね、ここに「消費生活相談機能の強化」と、ここも新たに先ほどのご意見の趣旨を加えて加筆したところでございます。

それから50ページ以降は、まちづくりの基本目標 と と の体系については先ほど申し上げたように、ちょっと変わったということがございますので、その と と の体系の変わったことを踏まえて部分的に直した方がよいというような箇所が下線でございます。

すべてをちょっと申し上げませんが、例えば、課題のところの の4つ目でしょうか。「生活環境」の方が先ほど申し上げたようにいいんじゃないかというような表現に変えておりますので、こういう生活ということが入ったり、あるいは環境学習の問題についても整理いたしましたので、ここにこういった記述をしております。

50ページ、51ページ、何ヶ所か下線のところがございますが、ご確認いただければ

と思います。

「資源とゴミ」は先ほどのご指摘のように変えなければいけないものですね。

それから、53も同じように、みどりの問題、河川の問題、再整理いたしましたので、その基本施策の並びの変更に伴い、下線のとおり文章を変更しております。

さらに54ページ目の課題のところも自転車の問題ですね、公共交通の問題ですね、追加しております。さらに最後の行、「人にやさしい都市空間づくり」という表現を使っておりますので、ここにも加筆修正をしております。

何ページか飛びまして、58ページ、「ぶらりと道草したくなるまち」のところも同様の趣旨で若干下線のところが変更になっております。

すべて新しい基本施策と例示に従って直していると思います。

62ページ目も基本目標の でございますが、先ほどの文化、産業、それから連携という3つの考え方に基づいて下線の部分が何ヶ所か修正しております。

さらに65ページになりますと、産業の方ですが、各主体の主な役割に大学というのが突然入ってきまして、これは意見書の中に大学が必要だ、大学のことも書くべきだという指摘があり、「大学等」を、研究所なんかも含めてだろうと思いますが加わっております。

それから、66、67も同様でございますので、詳細はちょっと省きたいと思います。

それでは、68までで何かご指摘、ご意見ございましょうか。

安田委員 先ほどの文言の統一の件なんですけれども、先ほど、「分権型社会」という言葉が2、3つ使われていますけれども、これを前の、今決まった言葉に直していくということが必要じゃないかなと私は思うんですけどいかがでしょうか。

例えば、「区民自治の確立」ということで先ほど表現されたと思うんですけども、それが、この文章であまり異議がなければそういうふうに変えた方がわかりやすいなど。

卯月会長 先ほど、直接例示されているところは、当然変わりますが、例えば、今、安田さんがおっしゃったのは。

安田委員 25ページの - 3「分権型社会に向けた行財政運営をすすめるまち」という。

卯月会長 それは当然変わりますね。ただ、次の26ページ「地方分権の推進による行財政能力の拡充」ですよね。

安田委員 26ページの部分も。

卯月会長 そうですね、すべては今気づきませんが、自動的に変わる部分はあるかと

思います。

ほかにございますか。

古沢委員 40ページ、41ページをご覧ください。

41ページは - 1の「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」、これは以前は3つあったのを4つに、1つ最後の4番目、「セーフティネットの整備・充実」という項目を独立させました。

これに対応する前の方の課題と施策のところを読みますと、課題はまあまあ書いているかなという感じなんです、施策のところを拝見しますと、40ページの一番下、「一時的に自立した生活が困難な状況にある人」や云々、これは自立支援のためのことしか触れてないんです。一時的に自立した生活が困難な人のために自立支援というニュアンスで、「セーフティネットの整備・充実」というのは「区政運営の基本姿勢」のところでもきちんと書いていただいて、積極的に区の方が努力しますね。

それから、42ページのところで、区がやるべき仕事として、「セーフティネットの整備」ということがきちんと掲げてあります。

この「セーフティネットの整備・充実」という項目を4番目に新しく加わってきたことに対応する施策の説明を加えるなり広げるなりしていただきたいと思います。

今ちょっと文言がすぐに浮かんできませんのでよろしくをお願いします。

卯月会長 新しくセーフティネットのことが加わりましたので、それでは課題及び施策のところ、むしろ施策の方が重要ですね。そっちの方にセーフティネットという文言を入れましょうか。

どこにどういうふうにするのかはわかりませんが。

古沢委員 一時的に自立した生活が困難な人だけへの自立支援だけじゃない、

卯月会長 わかりました。

これは次回までに施策のところ、セーフティネットに対応する表現を入れることにしたいと思います。

ありがとうございました。

先ほどの順番がありますので、山下委員をお願いします。

山下委員 全体的にそうなのですが、(5)の「成果指標」のところですけども、「基本計画策定時に区が設定」という表現でここは終わるんですか、というのと、区が設定、それはそう簡単に、最終的にはそうなんだろうけれども、途中経過という意味では、チ

エックの、後に出てくるしくみとか、あの辺についてもそこにコメント的に、さらに、区民参加、あるいは区民のチェック云々の話も含めてコメントがされたら、もうちょっと膨らんだ表現になる方がいいように思います。

卯月会長 個別目標のそれぞれのところの表現を、それとも。

山下委員 この成果指標の、基本構想これが出るときに、最終的にこの一言で終わるんだろうと思っているんですが、ここへ出てくるんですか。

卯月会長 この審議会の中で議論は今できないのではない。

ただ、この後何カ月間に渡ってまたありますよね、その中で、最終的な基本計画を策定して、印刷物になったときにはここに成果指標が出されるという予定になっています。

山下委員 そういう意味合いですか。

卯月会長 そういう意味合いです。

山下委員 具体的に。

卯月会長 例えば関連する主な個別計画のところに基本計画策定時に関連する個別計画を記載と書いてあります。それと同じ時点に何か入りますよと。

山下委員 そういう意味合いでいいですね。ここでいっているのは、方針的には、基本計画だから成果指標というのはここで基本計画策定時と書いてありますので、ですけど、成果指標って、ここで書けるんですか。

成富会長代理 ちょっと確認なんですけど、ここでは書かないんです。答申案には載らないんですね。

基本計画といっているのは、行政が最終的に作成する基本計画書、そこには成果指標を載せるという意味合いです。

ですから、答申案の段階ではこのままで、手続的にはそういうことです。

高野委員 それで、第6分科会の方でも、やっぱりその成果指標の欄のところ、区民委員の方から、区民の協働で設定というような言葉を入れてもらえないかというのがあったんですが、そのあらわし方が今わからないままで、ただ、一方的に書いたからなんだよというような感覚でしか取れなかった。それがちゃんとわかれば、それなりにみんなも理解してくれると思うので。その辺のところをもうちょっと詳しく、出ないというより、その答えに関しては、区民と専門家によるチェックのしくみの中で評価をしていく際に成果指標の設定がどうであったかというチェックの仕方を考えていますという、何かよくわからない答えなんですね。

だから、夜の夜景とっているというようなもので、夜の夜景はきれいだよねというような話に聞こえてしまうんですけど、そこをもうちょっと説明していただけないでしょうか。

卯月会長　　こっちの話としては、繰り返しになりますが、今回の審議会の中ではこれについては議論はいたしません。

最終的な基本計画策定時には印刷物として。では、そこに出る成果指標がいつ、だれが、どのような形で策定するか。

区民会議からご提案があったいろいろなことをどのように踏まえて成果指標にできるかというお尋ねだったと思うんですが、正直言って、この「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」ということについても起草部会の中で議論をしている、正直言って最中でありまして、何がベストかというのはまだ僕らも議論をしていないんですよ。

ただ、成果指標としてこういうのがあったらいいなといっても、それを後でチェックといたしますか、後でちゃんと数字が出せるのかというようなことが非常に専門的な、三田委員はご専門だと思いますが、ことになるので、ちょっと専門家を、まさに本当の専門家を入れて行政、財政、区民提案の中身はどうやったら我々が、審議会の委員の方々がそうだと思いますが、どの時点でどういうふうにデータを見ながら外部的な評価をできるかというのは、極めて新しいテーマで、極めて難しいことなので、ここにどう書けばいいかもよくわからないんですよ。何か書かないといけないという気持ちがありますので、この新たなシステムに向けてとか、あるいは、今考えておりますのは、会長が答申を出すときの最初の文章のところに書くとか、いろんな書きっぷりというんですか、どこかににおわせておく書きっぷりはできると思っていますので、はっきりとは今申し上げられないんですが、趣旨等は十分理解しているつもりであります。

もし、事務局の方で何かあれば、補足、あるいは僕の今の見解が間違っているということもあるのでは。

事務局　　今の件については、この後の「区民と専門家等によるチェックのしくみ」、これをどう考えるのか。成果指標について今後、どう考えていくのか。それについて、最後のところでまとめてお答えさせていただきたい、このように思っております。

卯月会長　　今の件ですか。

沢田委員　　そうすると、今回の答申でもチェックのしくみ、「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」ということで書かれているんですけど、ここともリンクしてくるということですね、成果指標というのは。

成果指標というのは、例えば現状計画でいうと、みどりの問題がさっき出ましたけれども、区の緑被率を今でいう基準値から現状値、目標値という形で、目標の数値をあげていくものですね。

だから、目標値だから区民全体の目標にならないといけないと思いますし、今後のしくみもそういう形でつくっていきこうということであれば、ここは単に後から区が決めるんですよというような言い方じゃなくて、住民参加で区民の参加で一緒につくる、そういうものを決めていくものですよという表現をしたらいいんじゃないかというふうに私は思います。

三田委員　　今、沢田さんがおっしゃったことですが、つまり、行政効果であるか、成果であるかというのは随分違うわけですね。

一つの、物理的にどれだけ算出したかということが効果ということになるんですか、当初の目的に対して。

成果というのは、つまり市民のニーズというのがベースになりまして、市民のニーズにどれだけこたえたかということになるので、ここには非常に大きな価値判断と測定上、技術上非常に困難な問題、一つ社会実験としてこれから精緻化をはかっていかなきゃならないという、非常に技術的に困難な問題もございますね。

ですから、まさに市民と行政が一体になってその成果というものをどういうふうに精度の高い形にするか、測定していくのか、目標を設定してするのか、それは行政が一方的にできることではございませんので、まさに協働と参画の中でこの作業が出されているのであろうと考えます。

安田委員　　42ページの文言の中に、新たに「セーフティネットの整備」というのが出ていますが。

卯月会長　　テーマが変わりますか。

安田委員　　テーマではなくて、確認なんですけど、よくこういうセーフティネットの言葉はよく使いますけれども、この辺の、私は何事もそうだと思うんですけども、新しい光は必ず新しい陰が生じるわけですね。

ですから、この「セーフティネットの整備」というものは、現実の問題だけじゃなくて、新しい施策を出したときに必ずまたそれに付随する陰というのが私はいつも生じてくるんじゃないかなという考え方を持っているものですから、そういうものを予測しながらセーフティネットを新たに構築していくという部分が必要じゃなかるうかと思っているわけで

す。

そういう意味で、このセーフティネットというのを私個人が理解しておるんですが、ここで言われる「セーフティネットの整備」というのはどんな意味合いの部分を含めて言葉をお使いになったのかをお聞きしたいんですけれども。

卯月会長　　ちょっと、その話の前に、今の成果指標の結論を出したいと思います。

先ほど、事務局の方のお話にもありましたように、この成果指標については「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」ということと大変大きな関係を持つということ踏まえて、このそれぞれの個別目標のところにも成果指標があって、そこに区が設定、区が設定というのがちょっと気になるということですので、ちょっとこれ相談させてください。

あくまでも、文字面としてどうかということで、あまり詳しくは書けないので、区が単独にやるわけじゃないよということのために、ちょっと事務局と時間をいただいて相談させていただきたいと思います。

さて、今のセーフティネットの考え方ですか。

安田委員　　ここで言われている「セーフティネットの整備」という文言の部分なんですけれども、先ほど、私の理解は新しい施策は必ず新しい陰が生じるという考え方が私自身持っておるものですから、そういうものを含めてそのセーフティネット、新しい陰まで考えた中での「セーフティネットの整備」という理解をして。

成富会長代理　セーフティネットという言葉そのものについては、割とよく使われてしまうというか、どの範囲までがセーフティネットなのか。結局、用語説明を見ると、サーカスで落ちたときの、落ちててもそこでひっかかって助かる、まさにイメージとしてはそうだと思うんです。

つまり、数字から見ている限りはそれぞれいいわけ、いいというか、自分たちなりに暮らしているわけだけれど、そこからどうしてもいろんな事情で自分だけでは暮らせないような状況とか、そのときの支えという意味がベースだと思います。

ですから、ここではそういったいろんな問題が新たに生じるという、それに全部対応するというような趣旨では使っていないと思います。

ですから、ここでは生活の、ここに書かれてあるホームレスが入っているわけなんですけど、そういった意味での生活の最低限、一番大きいのは生活保護制度とか、それは国民の権利として存在しているわけですが、ここで言っているのは、そういったものだけではなくて、具体的な中身はここでは書かれていないんですけど、つまり、生活の、普通

に暮らせない状況に落ち込まないようにしていくという意味で、普通の一番ベーシックなセーフティネットという意味で使っていると思います。

ですから、こちらはまだもうちょっと広げるような、新しい発想かなとちょっと思いました。うまく答えられませんが、よろしいですか。

久保委員 個別目標別に各主体の主な役割というのが出ていることもあって、ここに重要な意味があると思っています。

というのは、基本構想の策定の終着駅がもう近づいているけど、終点ではなくて、その終着駅の前にもうちょっと大事なことがあって、それは全区民のものにどうやってするかという大きな課題がある。そのために17日、早稲田大学国際会議場で提出式がありますよね。これについて会長なり事務局に伺っておきたいのは、最低でも350人ぐらいの区民会議のメンバー、それから500人前後の地区協議会のメンバー、その人たちにダイレクトメールできちんと招待状を出しているのかどうか、もしやっていないなら、ここから区民のものにする、また列車が始まるんだということを言いたいんで、聞いたのです。

事務局 事務局の方から答えさせていただきますが、本日のこの最終答申に向けて、2月17日の提出式、それからシンポジウム、これらにつきましては区民会議の全員、それから地区協議会の全員にご案内を差し上げております。既に通知を差し上げている状況でございます。

卯月会長 それでは、もうちょっと残っておりますので先に進めたいと思います。

野尻委員 各主体の主な役割ということで位置づけていただき、たいへんありがたいんですが、地区協議会、町会・自治会、NPOなどという、まるでコピーして張りつけたように、全部そうなんですけれども、学校というところがたまに入っていますけれども、この「など」というところに非常に大きな組織とか団体とかが含まれているというのはわかるんですけれども、例えば24ページ、施策ですね、施策の体系、この前もですけれども、課題のところにもあるんですけれども、23ページの課題もですけれども、このように「地域センターの機能の拡大と強化」「地域センターの利用促進」と、はっきりしたテーマがわかっている部分では、各主体の主な役割の中に地区協議会、町会・自治会、NPOなどだけではなくて、そこにやはり地域センター管理運営委員会というのも入れていただいた方が、やはりここでは主体となるところだと思うんですね。

「など」に含まれるのでは非常に物足りないです。やはり地域センターの設立目的は地域のコミュニティづくりの拠点なんです。コミュニティの醸成が目的ですので、そうい

うところを大切にされた方がこれからよろしいんじゃないかと思います。

卯月会長　　今の野尻委員は、すべてに入れるのではなくて、必要な箇所に入れるということですか。

そうすると、逆に抜けているところは関係ないんだねというふうになるんですけど、それでもいいですか。

野尻委員　　でも、関係ないところもあります。もう少しきめ細やかに、地域の組織です。

卯月会長　　この辺は難しいのは。

野尻委員　　地区青少年育成委員会というのが。

卯月会長　　だったら、PTAがなんだとか、いろんな地域の団体があるじゃないですか。そういうのが入るのか、入らないものなのかっていったらみんな入るんですけどって言った方が本当はいいんですけどね。

その前に、今の意見と違う意見ですか。

三田委員　　これはどうして自家撞着が起こってくるかということですね。

恐らく実施計画が見えない。ですから、基本計画があって、その基本計画を実施するための個別事業があって、その個別事業の中で各主体がどういう役割を演じるのか、そこにさっきのガバナンスの問題も出てくる、具体的に見えてきますね。

その実施計画がないのに、幾らここで各主体が何をするのかをイメージしようとしても、限界があるわけですよ。

その辺を踏まえた上で、その範囲でできる、つまり基本計画の体系の中で一番最初のところに体系がございますよね、この15ページ、基本計画の施策体系が15ページにございますよね。

この中で見えている範囲の役割に限定せざるを得ないのかなと。

ですので、どうしても抽象的になるし、じゃあ、めぐってしまったら、これ書くならば、あえて全部に書かざろうとえないだろうし、めぐってしまうと、やはりちょっと問題も出てくるだろうし。

ですので、やっぱり住民自治、区民自治の視点からは、むしろ実施計画の中で具体的にどういう問題が起こってくるのかというのを見つめていくことが大事じゃないかというふうに申し上げたいと思います。

成富会長代理　　ちょっと発言させていただきます。

具体的な事業を起こすときに、だれがどうかかわるか、当然事業企画書にきちんと書かれるわけで、それはこれまでもやられてきたことだと思います。

ただ、基本計画レベルでこういった項目は従来ではあまり載っていない、新しいいろんな自治体の計画を見ると、やはりそこら辺をきちんと出していこうということで、ただ、最初は全体の計画の柱立てをしたときに、ここまで細かく表現するようなイメージは僕自身はなかったんです。

というのは、行政だけがあるんじゃないくて、地域も主体としてやっていかなきゃいけないという、そこを明示しようという、ただし、それは概念図というか、イメージ図として、つまりこれはよその自治体のちょっと覚えているのは、これは住民が主ですよとか、これは半々でやりましょうとか、これは行政が主ですよとかという分類表みたいなものがついているのはありました。

ですから、あまり個々具体的に、これはどうやるのかというところまで基本計画に書くというイメージは最初なかったんですけど、やっているうちに、内容を見て各主体の主な役割をちょっと入れてみたという、例示的に入れてみたという感じになりました。

こういうのを見ると、またさらに細かいところが気になってくるというのは確かにそのとおりなんですけど、これはあくまでイメージというところであれですけれども、こういう役割分担があるんだよということを例示的に示しているというふうにご理解いただければありがたいんですけど。

ですから、これはあくまでレベルで分けていますので、区民と地域のいろんな団体、組織、それと行政、区が主なくくりで、そこにいろんな機関、社会的機関等、警察とか消防とか、それが必要に応じて入ってくる。大学なんていうのがなぜか途中に入ってきたりしているんで、より具体性があるかのように見えてしまうんですが、あくまで行政と区民とそれから地域、こういう3つのレベルで役割のイメージを整理してみようという趣旨です。

その辺をご理解いただければ、もちろん具体的には今後の事業レベルで具体化されていくものであると。

そういうふうにご理解いただければありがたいということなんです。

ですから、ここでいちいち細かくチェックしていくと幾らでも出てきますので、それはちょっとご勘弁願えればということでございます。

卯月会長　　よろしいでしょうか。

野尻委員　　早稲田大学の方から若松地域に対してコミュニティとか地域自治とかのA

ンテナがあるんですね。そうしましたときに、こういうことにも入ってくるのかなとも思いますので、大きなくくりでするんでしたら、ここには大学が入っている、ここには入っていないということもいかなものかなと思います。

卯月会長　それは同感です。

NPOというのも広いので、ケースバイケースでここはこうだよと主張するときうまく使っていただいたほうがいいのかなと思いますが、わかりました。もう一度その辺、そういう目で見たいと思います。

鎌田委員　私も、今、野尻さんがおっしゃったように、実際に今、まだまだ走り出したばかりなんですけど、この新宿区には出張所単位に10地区あるわけですよ。それぞれに地域センターというのが核的存在であるわけですよ。それが一つのコミュニティの、区民の場として。

それともう一つ並行して、さんざん今まで議論されていた地区協議会というものに対する役割の明確化ということを書いていただいていますけれども、そこら辺の支援強化とかいわれてますけれども、そこら辺は大いにうたってもらって、今後、実際にそういう活躍できる力のある場にしていきたいし、するべきだと私は思います。

その場合に、どうしても地域センター、それから先ほどおっしゃったように、センターの管理運営委員会というこういう組織体があるのですが、そこを、私どもの方はそこら辺を一体化しようと、それぞれのグループで作業するんでなくて、一体化しようという今組織づくりをしていますし、そういう方向性で物事を進めているんですよ。

ですから、地域によって特性はいろいろあるんですけれども、まちにいろいろ起こる問題についてはある意味では全部そこで拾っていこうと、包含しようと、話もしていこうと。

そこら辺をまとめて、出張所及び区の本部の方へいろいろ提言するなりお願いするということのような形を取っているかもしれませんが、やはり一つのベースとなるのは、ほかの、今おっしゃったようにNPOなりPTAなり何々、そういう組織体がいろいろいっぱいありますけれども、やはり一つの中心的な核となるのはやはり地域センター管理運営委員会なり、地区協議会とか、そういうのが一番の一つの中心になった大事な役割を担う核になろうと、中心になろうと。

そういう場になりつつあると思うものですから、そこら辺のところをここに、例えば24ページに「地域センターの機能の拡大と強化」とか、あるいは「地区協議会の支援強化」だとか書いてありますけれども、今言ったような基準でいえば、もう一歩手前に位置づけ

て表現をしてもらいたいというか、そういう感じがしてならないんです。

ただ、今、野尻さんがおっしゃったのと似たような感じなのか、あるいは違うかもしれませんが、どうしてもそういう感じが少ししてならないものですから、ちょっとその辺を位置づけとして何とか考えていただきたいなと、こんなふうに私個人で考えたことなんですけど、そう思います。

以上です。

卯月会長 地域センターについては23ページの課題のところ「明確化と機能強化」と載っていますね。

ですから、これを野尻委員がおっしゃるように、各主体の役割のところに入れるか、入れないかという議論と、上の方の記述が弱いのではないかというのは別なことだと思いますが、今の鎌田委員は、課題や施策のところでもっと強調しろというふうなことでしょうか。

わかりました。それでは、ちょっと地域センターの扱いについては、ちょっと検討させていただきます。

沢田委員 時間がなくなってきたので焦っておりますが、きょう渡されて見て、初めて書かれているところがそれぞれの「各主体の主な役割」というところなんですけれども、特に私、区の役割がどのように表現されているかというところをざっと見ただけでも幾つか指摘したい部分があるんですよ。

でも、全部ここで言っているとまた時間がなくなってしまうんですけども、これは文書が何かで出せば、次のときまでに反映していただけるのでしょうか。それでしたら、そのようにするしかないのです、この時間では。

卯月会長 そうしましょう、今の野尻委員の話、鎌田委員の話、沢田委員の話、ごもっともだと思いますので、数日前に出して、これでいいかというのもあれなので、いつまでに出したらいいですか、事務局。

事務局 7日まで。

卯月会長 あさって、でも、しょうがないですよ。締めが決まっていることだから。それで、13日に結論を出すことですね。7日にいただいた後、こっちで検討しなきゃいけないので、お願いしますよ。

7日までに文書で事務局の方に、各主体の主な役割に関してです。

山下委員 今の件なんですけど、ちょっと紙で書いて後でというのと、ちょっと重要だ

と思って気になっていることがあるんですけど、61ページのまちづくりのとなんですけど、これは表現は、まずいなというので、皆さんに議論していただきたいんですけども、(4)各主体の主な役割、事業者のところ、「地域の個性を活かした開発」、これはあまりにもディベロッパーのイメージに近すぎてしまって、これはまずいと思います。

あり得るのは事業者あるいは企業として地域のまちづくりへの協力、これ以外はあり得ないです。

これ、極めて大きな問題なので、これは確認していただきたいと思います。

それから、この中で、これ役割の話で言うと、まちづくりのビジョンをつくるというところがトーンダウンしている感じなんですけど、地区計画とかそういう言葉、それらを使ってまちづくりの話をするということなんですけど、計画の策定とかビジョンの策定とかって頭のところが非常に弱くて、具体的なハードの話に近づいての議論の話に陥ってしまう。

一度、まちづくり条例、いわゆるまちづくりに関する憲法の話、まちづくり条例の話も私もさせていただいたと思うんですけど、それが上からのまちづくり条例という言葉がこの中には入ってはいないところもあるんですけど、要は、新宿区のまちづくりの方向性あるいは地区協議会も含めて、まちづくりのビジョンづくりについてのこと、その辺が弱いんですね。

もし役割を入れるとすると、そのビジョンづくりとか、その辺のところでも補っていただいてというのがいいのではないかなと思っているんですけど。

卯月会長 わかりました。

繰り返しますが、それでは7日までに、指摘だけではなく、こう書きかえてほしいという具体的な提言をお願いします。理由はしかじかこうだと書いていただくことが必要かと思いますが、そうでないと。

沢田委員 課題や施策のところも大丈夫でしょうか。そんなにたくさんあるわけじゃないんですけど。

卯月会長 もういいんじゃないですか、最後ですからね。頑張るときは頑張りましょう。ただ、それはこちらでもう一度議論することが前提になりますので、それを踏まえて13日に出します。

もうそれ以降はチャンスがないんだという感じですので、お気づきの点がありましたらどうぞ。

よろしいですか、では7日までに事務局へ提出を、もうちょっと説明しなきゃいけない

ことがありますので、よろしいでしょうか。

69ページ以降、リーディング・プロジェクトがございます。それについても若干変更がございますので、これだけご説明をさせていただきます。

70ページ、意見番号126で、この注)のところがふさわしくなかったということで、新たな内容を、提案いただいたとおりに入れております。

それから、71ページ、意見番号127番、目標とあるが目標になっていないので、若干目標を加えたと。

それから、意見番号135番、「たまり場」という表現があまり印象がよくないというようなことで、「集いの場」という形に変更いたしました。

さらに、意見番号128番及び131番、地区協議会の記述が目標にはあるのに、取り組みの内容には入っていないというご意見、さらにプロジェクトは地区協議会の核となるのだからここに記載はいらぬのではという両方ご意見がありました。

ただ、漏れてしまうとよくないということを感じましたので、取り組みの内容の1行目の最後の部分、地区協議会、繰り返しになっちゃうんですが入れております。

以上がリーディング・プロジェクトのところの変更になります。

さらに75ページ、「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」、先ほど成果指標について何らかの宿題をいただいておりますが、きょうについてはこれが提案があります。

さらに、最後77ページ以降はまだきちっとチェックをしていただけてないかと思いますが、何らかの形で用語説明というものが入るとのことでございます。

以上です。これが説明すべき内容でございましたので、後、本当に7、8分しかありませんが、きょうご説明した内容で何かご意見ございませうか。

寄本委員 住民自治の主人公とか主体という内容ですけれども、この表現について、私は実感させられる事件に遭遇しております。

和歌山県の南部には廃棄物処分場がありません。そこで、三重県等に持ち込んでいるんですね。でもやっぱり処分場は自分のものを作らなければということございまして、こういう仕組みを採用しました。

一定の地域の面積を持っている、一定面積のある地域は全部、候補地としてスタートしました。35ヶ所あったんです。35ヶ所が全部、埋立処分場の候補地であるということでスタートしまして、模型をつくって5ヶ所に絞り込みました。

5ヶ所のうちのどれにするかということをお話し合っております。そのために、行政が、

和歌山県の方が住民の意見をよく聞いて、ボランティアの意見を聞いて、そして5ヶ所のうちのどれにするかを県が決めるというのでは住民主体、自治の主人公は住民と言えないと思うんですね。

5ヶ所に絞り込んだ、5ヶ所の人たちが案を出して、そのうちのどれにするかということと自分たちで決めるという議論されても、意見されても、徹底的に話し合っ、そのプロジェクトを自分たちで決めるということで初めて自治の主人公という、あるいは主体といえるというように思っております。

この場合、県がどのように施策を決めるのは県がやるとするならば、この場合、主体といえないということでありませう。

ちょっと違った例ですけれども、主体とか主人公というときのイメージですね、その具体的な表現ですか。内容は私はそのように理解しております。

ですから、この文章の中で、主人公とか主体とかいろいろ出てまいりますけれども、やはり、私は私なりの今のようなことを必要だと思っております。

卯月会長 ありがとうございました。

山添委員 寄本委員の後で非常にやりにくいんですけども、僕は表現というか言葉の使い方にだけちょっと整合されるだろうと思うから聞きたいんですね。

一つは40ページに最初にちょっとお話のあったところで、「障がいのある人とその家族」、さっきもお話があって、ここでは漢字を使っているだよね、人というのを漢字を使っている。あと見てみると、ひらがななんです。意味があるのかどうか。

それから、障がいのがいもひらがなにしていますよね、これはどういう概念でそうさせられるんですか。そうなさったのか。

それから、その次、もう一つね、60ページ、「地域の個性を活かした愛着の持てるまち」、下の方へいくと、基本施策の具体的内容を見ると、地区の特性を活かすと書いてある。個性と特性とどう違うのか。

こういう分けられた意味がどうなのか。

まず、そこだけ聞かせてください。

成富会長代理 先ほどの40ページ、人に関しては、基本的に、そこまで人を全部を拾い出してチェックはしてないんですが、ひらがなを基本にしているはずですけど、漢字が結構出てきているようなので、それはちょっと基本的にはひらがな、ひらがなで書く場合が結構最近多いので、特別な意図を持ってではありませんが、わかりやすいというか、

読みやすいという意味でひらがなにするという方向だったと思いますが、漢字が幾つか混じっておりますので、漢字にしているところだけに意味があるわけではありません。

「障がいのある人」に関しても同じです。ここで特別に漢字に意味を持たせようとしたわけではありません。

障がいのがいという字ですが、これもいろんな考え方があるし、害の字と違った漢字を使うという場合もあるし、全部ひらがなといういろんな使われ方が今、世の中ではされているようですが、基本的に全部ひらがなというのも非常に読みにくいということもあります。

ただ、害の字というのは非常に漢字の語感としてもよくないということがあるので、これは結構多いんですが、いろんなものを見ると、障がいのがいだけをとりあえずひらがなに。それに全く変わる言葉というのも今のところ、世間に通用する言葉がありませんので、法律の言葉でもありますので、害の字だけをひらがなに変えるということで、これは相談の上そうしております。

山添委員 漢字の部分もあるんですよ。それは直すんですね。

成富会長代理 漢字のところがあれば直します。もう一回チェックし直しまして、問題がある漢字等があれば変えます。

卯月会長 特性、個性はそれほど区別して使っているつもりはございませんので、ご指摘のように再整理して、また次回にお出ししたいと思います。

山添委員 文章が離れていれば問題ないんですけどね、隣り合わせの文章で、同じ表現で使われていると、意味があるのかなと思ったので。

卯月会長 わかりました。ありがとうございました。

山添委員 それから、もう一つ、これはNPOというのは、主な主体の役割の中には明朝を使っているんだよね。だけど文章はNPOと丸ゴシックであります。要するに、細文字を使っているんです。何か意味あるのかな、これをどちらかに統一していただければ、結構です。

野尻委員 人という字は支え合って人になってますので、漢字1字、その方がよろしいのではないかと思うんですよ。

今の指摘された40ページ、41ページの人ですよ、漢字。一人ひとりというときだけ先に漢字があって、その後ひとりというひらがながあって、漢字の方がいいですね。

人という意味をとらえて漢字の方がいいと思います。

成富会長代理　　いろいろなお意見ありがとうございます。

統一性が重要だと思いますので、ちょっと相談して、全体、特に後からつけた主な役割の部分で、そういう言葉をちょっと不注意に使っている部分が結構あるかなというふうに思いますので、改めてチェックいたしまして統一を持たせようということで処理したいと思います。

卯月会長　　ほかにございますか。

安田委員　　確認なんですけれども、きょうの答申の新宿区基本構想の見直しについてという部分と、それから、12月14日以降のこの部分で最後に、地区協議会から出したいろいろな地域版じゃないですけれども、マスタープランに反映するという部分の議論というのは、ここには一つも出てこなかったんです。その後の意見を出したままなんですけど、その後のフィードバックというのはされるんでしょうか。

卯月会長　　先ほど、事務局の方からもちょっとだけ説明があったと思いますが、「地区別まちづくり方針」についてのご指摘、ご要望については、あさって、2月7日、都市計画審議会が開かれます。その中で最終的に議論をすると聞いております。

我々は、あと2月13日、審議会をいたしますので、その審議会に出す資料は両方の今までの検討全部踏まえて合本したものをここにお出しするという形を取っております。

13日には合本したものをお出ししたいと思います。

よろしいでしょうか。

高山委員　　やっぱりちょっと確認的なことなんですけど、先ほど民意を反映したチェック機構という発言、ご検討願えるという話がございましたんですけれども、いろんなことで個別施策とかいろんなものを考えているんですけど、実際の施策がどんな形になるのかということを見ないと納得できないところが実はあるんで、その辺の実施計画あたりの事前の、どういう形のものができるかというような、そういう我々のサイドでそういうものが見られるとか検証できるような組織みたいなことも盛り込んでいただけるようなことはお願いできないでしょうか。

事務局　　「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」について、後ほどということで発言させていただきましたので、今現在、考えられている大まかな内容ですけれども、そこら辺についてちょっと触れさせていただきたいと思います。

今回の答申の案では、75ページに書かれていますように、平成20年度からスタートする新基本計画についてその進捗状況を、ということで、これは事後の取り組みというこ

とで書かせていただいています。

この「しくみの創設」につきましては、実施計画の素案を作成する段階から区民参画で行われるべきとのご意見を今回いただいているところでございます。

私ども、区においても、基本構想、基本計画、都市マスタープラン、この策定を区民の皆さんとの協働と参画によってこれまで進めてきた、こういった趣旨と経緯から実施計画においても何らかの形で区民参画を得て進めていくことの検討ができないものか、を考えています。

しかしながら、事業の選定に当たりましては、法令上の問題とか財政的な問題、こういったことを十分勘案した上で、事業規模とか事業手法、それから限られた作業期間、こういった中で優先順位をつけていくことは、非常に難しいものがあるだろうと思っています。

したがって、区民の参画をいただく場合には、一つは一定の規模や対象を絞った方法で行うことが求められるだろうと思います。

例えばの例ですけれども、一つは今回出させていただいている協働リーディング・プロジェクト、こういったものに対する事業提案を協働事業提案制度を利用して区民に行っていただく。こういったものが可能かどうか、こういったことの検討を進めてまいります。

それから、現在、事後の取り組みということで書かせていただいている「区民と専門家等によるチェックのしくみ」について、実施計画を策定する段階において各基本構想、基本計画、都市マスタープランがどのように具体化しているのか。

それから、成果指標をどういったものを盛り込んでいくか、この成果指標につきましても、何を行ったかを重視する指標から、区民生活にどのような成果をもたらしたのか。そういった指標に向けて検討する中で、どういう指標が入っているのか、こういったことの報告をして意見をいただく。そうしたしくみについては考えられないか、そういったところの検討を進めていきたい、このように考えているところでございます。

いずれにしても、この間、意見をいただいて、今後、区としてどう取り組むのか、この部分については検討してまいりますけれども、今ここで、こういったしくみだということはなかなか申し上げられないという現状でございます。

山下委員　状況はわかった上で、あえてなんですけれども、先ほど寄本委員がおっしゃられたことと同じことだと思うんですけれども、区民会議あるいは地区協議会とかで積み上げて、この基本構想審議会もかなりな部分が積み上げできているというところで、確かに制度上、役割上は区の方が決めることというのは十分わかっているんですけれども、

そのやり方をずっと、積み上げてきて一気に行政にバトンタッチして、それで決めたものをまた、その部分について返ってきて意見をもらうとか、そんなやり方というのは非常に今までの作業が切れたようなイメージを持つんですね。やはり、可能な範囲ということになるんでしょうけれど、現実的には。

でも、やはり流れのままに実施計画というのが区民、あるいは地区協議会の中で議論されるべきだと私は思っておりますので、ですから、もともと、この基本計画と都市マスが合体したこれ自身が新しいチャレンジであるのであれば、この実施計画の策定とか、成果指標についても、やはり区民なり地域の意見、その辺も十分に聞くような流れでやった方がいいと思うんですね。

最終的にどうするかというのは、今おっしゃられたような予算の問題とか現実的なところが当然ありますので、そこは逆に言うと、きちっと新宿区の方から言っていただくという、それが大前提になると思うんですけれども、そこまで行くまでは、ぎりぎりやはり区民なり、その辺、市民サイドでもやるべきことはやっぱりやるような、そういう場所が持てる方がいいと思うんですけれども。

鎌田委員 先ほど、安田委員の質問と同じことなんですけれども、きょう我々は基本構想審議会ですから、これも私も実はきょううちを出るときにたまたまポストへかたんと入ったものだから、何か来たのかとあけたらこの資料だったんですよ。

たまたま電車の中で、ちょっと2、3ページぐらいしか読めなかったものですから、ここへ来て初めてこれを読んだ。

安田委員に聞いたら、私のところはまだ届いていないと、こういう話だったんですよ。

これは、先ほど区もいろいろ苦慮なさってしょうがないんですけれども、先ほど区の方からも説明があったように、この間、基本構想、我々は別に入っていませんけれど都市計画の方は。そうすると、合わされた形で都市計画審議会が先ほどおっしゃったように7日ですか、そのときに、ここにある、この前皆さんがそれにあわせていろいろ意見を申し上げましたですね。それについて、いろいろご審議なさると思うんですが、そのし直した答えは13日でなければ見られないんですか、我々は。

そのもっと前に非常にこれは物理的に難しいと思うんですけれども、1日、2日前にでもゲラでもいいんですけれども、資料をいただくようなわけにはいかないんでしょうか。

当日来て、当日ぱっと見て、ああだこうだと言っても、なかなかその辺、これは皆さんもそうだと思うんですよ。

ちょっと、非常に物理的に区の方なり事務局なり非常に難しいと私思うんですけども、ちょっとその辺、何か13日に来て初めて見るというのではなくて、何かちょっと工夫を凝らしていただきたいんですけど、いかがなものでしょうか。

たまたま、きょうもそうなんですよ、今言ったとおり、きのう届いた方もおられるかもしれない。実は本当ですよ、私、家をちょっと早めにと出て出るときにこれがポストにかたんと入ったんですよ。安田委員に聞いたら、私はまだ来てないと。多分、きょうおうちに帰ればポストに入っていると思うんですよ。

卯月会長 わかりました。事務局どうですか。

事務局 都市計画審議会は7日に行います。その資料については、きょう、一応お送りするというので準備をしております、7日の審議会が終わりましたら、基本構想審議会の事務局にそれを渡すことは可能ですので、そちらの方が事前に送付をいたすような形になると思いますので、またそれに基づいて、7日の審議の状況に基づいて直したものは13日、多分、机上配付という形になりますけれども、お配りをさせていただくという形になると思います。

よろしくをお願いします。

卯月会長 7日に出した資料を送るんですか、皆さんに。

事務局 8日の日に最終の、もう一度基本構想審議会、都市計画審議会の打ち合わせを最終調整を行うことになっておりますので、それがすんで9日には確定をします。

ですから、その資料について最終部分についても9日にはご送付できますということでございます。

卯月会長 9日に速達で、税金使って申しわけありませんが。僕は速達でいただいたので間に合ったんですが、委員の方は近いということで普通で出したというようなことがあったようなので、今回、全員速達で。

とにかく、13日に机上配付というのはまずいということで、9日ぐらいに郵送することですので、10、11、12日、3日間ありますので、何とか13日前にご自宅に郵送させていただいて見ていただけるようお願いいたします。

では、ちょっと時間超過いたしまして申しわけありません。

次回は2月13日火曜日午後1時半から午後4時まで新宿区役所本庁舎5階大会議室で開催いたします。

開催については、改めてご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第14回基本構想審議会を閉会いたします。

また、この審議会の後に起草部会を開くということが、古い資料にあったんですが、本日は起草部会を開きませんのでよろしくお願いいたします。

長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。